

事業所内保育施設整備費・運営費補助金におけるよくある質問Q&A

| 項目 | 質問 | 答え |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域枠 受入れ ・ 入園等 保育施設 の運営に 関する こと | 地域のこどもの入園審査は市が行うのか | 今回対象となる事業所内保育施設は認可外保育施設になるため、入園審査は各保育施設にて行い、市では行いません。 |
| | 地域のこどもの受入れはどのように行えばよいか | 入園までの流れは次のとおりです。 ①保護者から入園に関する施設へ問合せがある②保護者とこどもで園見学・面接③必要書類の受理（保育認定を受けている保護者は認定証の写しを提出。認定を受けていない保護者は、自治体で認定を受けてから認定証の写しを提出。）④契約手続き（保育施設と保護者との契約）⑤通園スタート |
| | 地域のこどもの保育料はどのように設定すればよいか。 | 各保育施設で設定します。 |
| | 地域のこどもはいつまでに受入れを始めなければならないのですか。 | 遅くても、補助金公募申請をした翌年4月1日から受入れを始めてください。ただし、受け入れ体制が整い、当該年度中に受入れを始められる場合には、受入れを始めていただいて構いません。その場合、受入れを始めるときから運営費補助金の対象となります。 例：令和8年度に公募申請をした場合、遅くても、令和9年4月1日からは受入れること。 |
| 整備費 | 認可外保育施設指導監督基準に適合すること、または、適合する見込みがあることとあるが、指導監督基準に満たしているかはどのように確認すればよいか。 | 認可外保育施設指導監督基準を確認していただき、この基準に沿った施設整備・運営を行ってください。指導監督基準について、ご不明な点がある場合には、幼児教育・保育支援課事業者指導係にご連絡ください。 |
| | 保育施設はいつまでに整備を完了しなければならないのか。 | 整備費補助金の交付申請を行う年度の2月末までになります。整備費補助金の採択者は整備に係る費用の支払いも済ませた上で、2月末までに実績報告書等を市へ提出してください。 |
| | 施設整備の対象経費に入るかわからない。 | 対象経費については、補助金の説明ページにあります。わからないときには、担当課へご相談ください。 |
| 運営費 | 開設済みの保育施設が新たに地域枠を設ける場合に、施設整備が必要ないときはどのようにして運営費補助金の申請を行えばよいか。 | まず、地域のこどもの受入れを行いたいと考えたときに、市へ相談をしてください。その後、相談した内容にそって施設で地域のこどもの受入れ準備を進めてもらい、受入れ時期が定まったところで、運営費補助金の交付申請書等を市へご提出ください。 |
| | 地域枠を設定し、運営を開始したが、こどもの受入れ実績がない場合でも補助金を受け取ることができるのか。 | 運営費補助金は、実際に受入れたこどもの人数に応じて、補助金をお支払いするため、地域枠を設定していても、地域のこどもの入所がない場合には、補助金の支払いはありません。 |
| | 地域のこどもを令和9年4月1日から始める場合、令和8年度の運営費は受け取ることができますか。 | 令和9年4月1日から地域のこどもの受入れを始める場合、令和8年度は受入れ実績がないこととなりますので、令和8年度は運営費補助金の支払いはありません。 |